

議員提出議案第5号

令和5年12月19日

阿見町政治倫理条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 平岡 博 殿

提出者	阿見町議会議員	吉 田 憲 市
賛成者	〃	紙 井 和 美
〃	〃	柴 原 成 一
〃	〃	久 保 谷 充
〃	〃	川 畑 秀 慈
〃	〃	飯 野 良 治
〃	〃	栗 原 宜 行
〃	〃	高 野 好 央

(提案理由)

本案は、議会改革等調査研究特別委員会における調査の結果、政治倫理基準の見直し、関係企業の契約辞退に係る規定の見直し、地方自治法の改正に対する対応、町長又は議長による政治倫理審査会への調査請求時における調査結果判明までの対象者保護などの措置を条例に反映するため、所要の改正を行うものです。

## 阿見町政治倫理条例の一部を改正する条例

阿見町政治倫理条例（平成 12 年阿見町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「つとめ」を「努め」に改める。

第 2 条第 1 項中「議員は」の次に「、町民全体の奉仕者として」を加え、同項第 1 号中「町民全体の奉仕者として」を「その」に、「ような一切の行為及び」を「行為や」に、「をしないこと」を「により、町又は議会に対する町民の信頼を損ねてはならないこと」に改め、同項第 2 号中「常に町民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、」を削り、同項第 3 号中「町並びに町が関係する団体が行う工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入（次条及び第 4 条において「工事等」という。）並びに」を「町又は町が関係する団体に対する請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で町又は町が関係する団体が対価の支払をすべきものをいう。以下同じ。）及び」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 5 号中「寄附」の次に「（その後援団体に対するものを含む。）」を加え、「ものとし、その後援団体についても同様とする」を「こと」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 町職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 政治活動に関して政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附（その後援団体に対するものを含む。）を受けないこと。

第 3 条第 1 号中「工事等」を「請負」に改める。

第 4 条の見出し中「町の工事等」を「町に対する請負」に改め、同条第 1 項中「掲げる企業」の次に「（営利を目的とする法人をいう。以下同じ。）及び事業を行う個人」を、「関係企業」の次に「等」を加え、「工事等の契約（町及び）を「請負の契約（町又は）」に、「が注文する工事等」を「の注文に対する請負」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 町長等又は議員が役員である企業
- (2) 町長等又は議員の配偶者が役員である企業
- (3) 町長等又は議員の 2 親等以内の親族が役員である企業
- (4) 町長等又は議員が実質的に経営に携わっている企業
- (5) 事業を行う個人である町長等又は議員
- (6) 事業を行う個人である町長等又は議員の配偶者
- (7) 事業を行う個人である町長等又は議員の 2 親等以内の親族

第 4 条第 2 項中「定める」を「掲げる」に改め、同項各号中「工事等」を「請負」に改め、同条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「企業」の次に「等」を加え、「ものとする」を「よう努めなければならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 前各項の規定は、地方自治法第 92 条の 2 の規定（議会の適正な運営の確保のための環

境の整備を図る観点から請負の対価の支払を受けることができることについて定めた部分に限る。)の適用を妨げるものではない。

第6条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、町長等及び議員は、誠実に協力しなければならない。

第6条第6項中「原則公開するもの」を「非公開」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、町長等及び議員に対して事情を聴取し、又はその関係者に対して必要な調査をするための会議であつて、その対象となる者が希望し、かつ、委員の3分の2以上の同意がある場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

第8条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、町長又は議長は、次項の規定により調査結果報告書の提出を受けるとの間は、政治倫理に反する事実の存否が確定していないことに鑑み、審査会に調査を求めたことの存否を明らかにしないことができる。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町政治倫理条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その担い手たる町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）並びに町議会議員（以下「議員」という。）が町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に<u>つとめ</u>、町政に対する町民の信託に応え、併せて町民も町政に対する正しい認識と自覚のもとに、清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（町長等及び議員の責務並びに政治倫理基準）</p> <p><b>第2条</b> 町長等及び議員は、町政に携わる責務を深く自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>町民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>(2) <u>常に町民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、</u>その地位を利用していかなる報酬等も授受しないこと。</p> <p>(3) <u>町並びに町が関係する団体が行う工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入（次条及び第4条において「工事等」という。）並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に関して特定の業者の推薦又は紹介をするなど、有利な取り計らいをしないこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 政治活動に関して会社その他の団体（政党及び政治団体を除く。）から寄附を受けないものとし、その後援団体についても同様とする。</u></p> <p><u>(6) 町から補助金等の交付を受ける団体のうち、別に規則で定める団体の長とならないこと。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その担い手たる町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）並びに町議会議員（以下「議員」という。）が町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に<u>努め</u>、町政に対する町民の信託に応え、併せて町民も町政に対する正しい認識と自覚のもとに、清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（町長等及び議員の責務並びに政治倫理基準）</p> <p><b>第2条</b> 町長等及び議員は、<u>町民全体の奉仕者として</u>、町政に携わる責務を深く自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>その品位と名誉を損なう行為やその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為により、町又は議会に対する町民の信頼を損ねてはならないこと。</u></p> <p>(2) その地位を利用していかなる報酬等も授受しないこと。</p> <p>(3) <u>町又は町が関係する団体に対する請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で町又は町が関係する団体が対価の支払をすべきものをいう。以下同じ。）及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に関して特定の業者の推薦又は紹介をするなど、有利な取り計らいをしないこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 町職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。</u></p> <p><u>(6) 政治活動に関して会社その他の団体（政党及び政治団体を除く。）から寄附（その後援団体に対するものを含む。）を受けないこと。</u></p> <p><u>(7) 政治活動に関して政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附（その後援団体に対するものを含む。）を受けないこと。</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>2 (略)</p> <p>(町民の責務)</p> <p><b>第3条</b> 町民は、自らも主権者として町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、町長等及び議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。</p> <p>(1) <u>工事等</u>に係る指名又は選定の依頼</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(<u>町の工事等</u>に関する遵守事項)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる企業(以下「関係企業」という。)は、<u>工事等の契約(町及び町が関係する団体と契約した元請負人が注文する工事等)</u>に係るもの(以下この条において「下請契約」という。)を含む。)及び指定管理者の指定に関する契約を辞退しなければならない。</p> <p>(1) <u>町長等、その配偶者又はその2親等以内の親族が役員である企業(事業を行う個人を含む。以下この項において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>町長等が実質的に経営に携わっている企業</u></p> <p>(3) <u>議員、その配偶者又はその2親等以内の親族が役員である企業</u></p> <p>(4) <u>議員が実質的に経営に携わっている企業</u></p> <p>2 前項の規定は、次に<u>定める</u>契約については、適用しない。</p> <p>(1) <u>工事等</u>の契約(工事に係るものに限る。)であって、1回の契約につきその契約金額が130万円未満の額であるもの</p> <p>(2) <u>工事等</u>の契約(業務委託、物品納入又は使用資材の購入に係るものに限る。)であって、1回の契約につきその契約金額が50万円未満の額であるもの</p> <p>(3) <u>工事等</u>の契約(下請契約に限る。)であって、1回の契約につきその契約金額が、元請負人が町等と契約した契約金額の3分の1未満の額であるもの</p> <p>3 町長等及び議員は、<u>前項</u>の規定により関係企業が契約を辞退するとき</p>	<p>2 (略)</p> <p>(町民の責務)</p> <p><b>第3条</b> 町民は、自らも主権者として町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、町長等及び議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。</p> <p>(1) <u>請負</u>に係る指名又は選定の依頼</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(<u>町に対する請負</u>に関する遵守事項)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる企業(<u>営利を目的とする法人をいう。以下同じ。</u>)及び<u>事業を行う個人</u>(以下「関係企業等」という。)は、<u>請負の契約(町又は町が関係する団体と契約した元請負人の注文に対する請負)</u>に係るもの(以下この条において「下請契約」という。)を含む。)及び指定管理者の指定に関する契約を辞退しなければならない。</p> <p>(1) <u>町長等又は議員が役員である企業</u></p> <p>(2) <u>町長等又は議員の配偶者が役員である企業</u></p> <p>(3) <u>町長等又は議員の2親等以内の親族が役員である企業</u></p> <p>(4) <u>町長等又は議員が実質的に経営に携わっている企業</u></p> <p>(5) <u>事業を行う個人である町長等又は議員</u></p> <p>(6) <u>事業を行う個人である町長等又は議員の配偶者</u></p> <p>(7) <u>事業を行う個人である町長等又は議員の2親等以内の親族</u></p> <p>2 前項の規定は、次に<u>掲げる</u>契約については、適用しない。</p> <p>(1) <u>請負</u>の契約(工事に係るものに限る。)であって、1回の契約につきその契約金額が130万円未満の額であるもの</p> <p>(2) <u>請負</u>の契約(業務委託、物品納入又は使用資材の購入に係るものに限る。)であって、1回の契約につきその契約金額が50万円未満の額であるもの</p> <p>(3) <u>請負</u>の契約(下請契約に限る。)であって、1回の契約につきその契約金額が、元請負人が町等と契約した契約金額の3分の1未満の額であるもの</p> <p>3 町長等及び議員は、<u>第1項</u>の規定により関係企業等が契約を辞退すると</p>	

現行	改正後	備考
<p>は、町民に疑惑を持たれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出する<u>ものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(阿見町政治倫理審査会の設置)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 審査会は、次条又は第8条の規定による調査請求があった場合は、当該町長等及び議員に対して事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対して必要な調査をすることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 審査会の会議は、<u>原則公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を要する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(町長又は議長による調査請求等)</p> <p><b>第8条</b> 町長又は議長は、町長等又は議員が第2条第1項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定に違反する疑いがあると認めるときは、速やかに審査会に調査を求めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>きは、町民に疑惑を持たれないように責任をもって関係企業等の辞退届を提出する<u>よう努めなければならない。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p><b>7</b> <u>前各項の規定は、地方自治法第92条の2の規定（議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から請負の対価の支払を受けることができることについて定めた部分に限る。）の適用を妨げるものではない。</u></p> <p>(阿見町政治倫理審査会の設置)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 審査会は、次条又は第8条の規定による調査請求があった場合は、当該町長等及び議員に対して事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対して必要な調査をすることができる。<u>この場合において、町長等及び議員は、誠実に協力しなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 審査会の会議は、<u>非公開とする。ただし、町長等及び議員に対して事情を聴取し、又はその関係者に対して必要な調査をするための会議であつて、その対象となる者が希望し、かつ、委員の3分の2以上の同意がある場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(町長又は議長による調査請求等)</p> <p><b>第8条</b> 町長又は議長は、町長等又は議員が第2条第1項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定に違反する疑いがあると認めるときは、速やかに審査会に調査を求めなければならない。<u>この場合において、町長又は議長は、次項の規定により調査結果報告書の提出を受けるまでの間は、政治倫理に反する事実の存否が確定していないことに鑑み、審査会に調査を求めたことの存否を明らかにしないことができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	